

様式第2号（その5）（第4条，第6条，第9条関係）

整備項目表（建築物以外の路外駐車場）

名 称		所 在 地	
駐車のに供する面積	㎡		

1 路外駐車場

整 備 基 準	図面及び路外駐車場の名称又は番号（記号）	設 計 内 容	判定
車いす使用者対応駐車スペースを1台分以上設置		(設置数) 台	
車いす使用者対応駐車スペースの構造	出入口に近接した位置に設置		
	幅3.5m以上	(幅) m	
	車いす使用者対応である旨を表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立て看板による表示 ・ 駐車スペースに平面表示 	
出入口の構造	内のり幅90cm以上	(内のり幅) cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	(段の有無) ・ 有 ・ 無	
出入口から車いす使用者対応駐車スペースまでの通路	粗面又は滑りにくい仕上材	(仕上材)	
	段の有無 段がある場合には，2の表の駐車場内の通路に設ける段の欄で確認してください。	(段の有無) ・ 有 ・ 無	
	幅1.4m以上 (車いすが転回できる部分を設ける場合その他高齢者，障害者等に配慮した構造とする場合は，1.2m以上)	(最小幅) m	
	高低差がある場合には，傾斜路又は段差解消機を設置 傾斜路がある場合には，2の表の駐車場内の通路に設ける傾斜路の欄で確認してください。	(設置する施設の名称) <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路 ・ 段差解消機 	
	排水溝に適切な溝ぶたを設置	(排水溝の有無) ・ 有 ・ 無 (溝ぶたの構造)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び路外駐車場の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には，整備基準に適合する場合には「○」を，整備基準に適合しない場合には「×」を，該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

「段差解消機」とは，車いす使用者特殊構造昇降機（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第13条第2項第6号の規定に基づき国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車いす使用者の円滑な利用に供するもの）をいいます。

2 駐車場内の通路に設ける段及び傾斜路

整備基準		駐車場内の通路並びに段及び傾斜路の名称又は番号(記号)	設計内容	判定
駐車場内の通路に設ける段	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい仕上材		(仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ()	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ()	
駐車場内の通路に設ける傾斜路	内のり幅1.2m以上		(最小内のり幅) m	
	こう配8%以下 (高低差が16cm以下の場合は、12%以下)		(最大こう配)	
	高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設置		(踊り場の有無) ・ 有 ・ 無 (踊り場の踏幅) m	
	両側に転落を防ぐ立ち上がりを設置		(立ち上がり) ・ 有 (cm) ・ 無	
	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい仕上材		(仕上材)	
	踊り場及び傾斜路に接する駐車場内の通路と識別しやすい色調		(傾斜路の色) (その他の色)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「駐車場内の通路並びに段及び傾斜路の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

傾斜路の手すりは、当該傾斜路に段を併設する場合は、片側だけの設置とすることができます。